

いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 岩手県（以下「県」という。）と県内全市町村が共同して実施するいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

- 第2 岩手県ふるさと振興総合戦略及び県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と県内全市町村が共同して、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

- 第3 いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、県と県内全市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））（以下「交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

- 第4 いわて暮らし応援事業、マッチング支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 いわて暮らし応援事業

交付金を活用して県が実施するマッチング支援事業又は同交付金を活用して県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）と連携し、東京圏から移住して就業し、又は起業等をしようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付するとともに、東京圏の大学等を卒業・修了して、県内企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

(いわて暮らし応援事業及びマッチング支援事業)

- 第5 いわて暮らし応援事業及びマッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 いわて暮らし応援事業（移住支援金の支給）

県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・

要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就職又は起業等をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県においていわて暮らし応援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- d 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- e 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は(第5 1 (1) ①(ウ)の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。
- d その他県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、市町村の判断により対象とすることを可能とする。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて3 (1) ①に示す対象法人等に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、上記(イ)として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) 内閣府地方創生推進室が実施する新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）又はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））若しくはこれらの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、移住先の市町村が個別に定める別表 1 に掲げる要件に該当すること。

⑤ 起業に関する要件

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を 1 年以内に受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式 1-1）、移住先の就業先の就業証明書（様式 1-2 又は様式 1-3）及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。なお、④の要件のうち、「県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者」については、関係人口証明書（様式 1-4）を移住先市町村に提出すること。

(イ) 支給方法

市町村は、（ア）の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式 1-5）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

（２）移住支援金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる移住支援金を交付した市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

（ウ）移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

（３）移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。また、県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 いわて暮らし応援事業（地方就職支援金の支給）

県は、事業の制度設計・全体管理、交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（１）地方就職支援金の支給

市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、地方への就職活動等にかかる経費及び移住にかかる経費として、以下のとおり地方就職支援金を支給する。

・就職活動等にかかる経費（交通費）：15,200 円を上限に支給する。

・移住にかかる経費（移転費）：108,000 円を上限に支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則 4 年以上）

し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とすること。

- b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 県内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定していること。
- b 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。
- c 移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に２（１）②の要件を満たす企業等に就職し、県内に移住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県及び申請者の居住する市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、２（１）①（ア）の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから１年以内に就職していること。
- b 勤務地が県内に所在すること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でないこと。
- d 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- e 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、県職員及び県内の市町村の職員につ

いては、市町村が機関や職種を指定して対象とすることを可能とする。

- f 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、市町村が機関や職種を指定して対象とすることを可能とする。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、申請書(様式5)、就職先企業による証明書(様式6)、在学証明書、交通費の領収書、移転費の領収書、及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式7)を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合

(ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く)

(エ) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 申請先市町村への転入日から3年以内に、支援金を受給した市町村から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、上記2(1)

②の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日(ただし住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日)から3年未満で申請先市町村から転出した場合

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に、支援金を受給した市町村から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、上記

2 (1) ②の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日
(ただし住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日) から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに県に共有するものとする。

3 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項のうち、(ア)に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ(イ)から(ク)までに掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 地域未来投資促進法「岩手県基本計画」における地域経済牽引事業(地域の特性を活用した分野)に該当する以下の分野を主たる業務とする中小企業等

- (a) 成長ものづくり分野
- (b) 農林水産業・地域商社分野
- (c) 第4次産業革命分野
- (d) 観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- (e) 環境・エネルギー分野
- (f) ヘルスケア・教育サービス分野

b 県民生活の基盤を支える「人手不足」分野に該当する以下の分野を主たる業務とする中小企業等

- (a) 福祉分野
- (b) 建設分野
- (c) 警備分野
- (d) 運輸分野

c 以下の国や県の認証制度等を活用し、生産性向上や働き方改革等の取組を積極的に推進している中小企業等

[国の制度]

- (a) ユースエール(若者雇用促進法に基づく認証制度)
- (b) くるみん・プラチナくるみん(次世代育成支援対策推進法に基づく認証制度)
- (c) えるぼし(女性活躍促進法に基づく認証制度)

[県の制度]

- (a) いわて働き方改革推進運動
- (b) いわて女性活躍企業等認証制度

(c) いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度

(d) いわて健康経営事業所認定制度

d その他、知事が特に認める分野を主たる業務とする中小企業等

(イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(ウ) 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

(エ) みなし大企業でないこと。

(オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

(カ) 雇用保険の適用事業主であること。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でないこと。

(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

(2) 移住支援金の対象法人の選定

県は、以下の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式 2）に加え、（１）①の要件に該当することを証する書類を県に提出する。

② 登録

県は、①の申請が（１）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、求人広告作成の支援を行う。

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町村に共有するものとする。

(財源の負担割合)

第 6 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第 5 の 1 に定めるいわて暮らし応援事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、県が 2 分の 1、市町村が 2 分の 1 を負担することとし、県は、当該 2 分の 1 に相当する額に、移住支援金に充てるために国

から交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担について、県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

2 第5の2に定める地方就職学生支援事業

(1) 地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものとする。

(2) 地方就職支援金の支給にかかる事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、県は、市町村の地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

3 第5の3に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、県が負担する。

(協力)

第7 県と市町村は、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施に必要な事項は、県と県内の市町村が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から実施する。(平成31年4月1日定雇第48号)
- 2 平成31年度に限り、第5の1(1)②(イ)中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト(マッチングサイト開設前にあつては、岩手県U・Iターンシステム)に掲載している求人」、同(オ)中「マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト(マッチングサイト開設前にあつては、岩手県U・Iターンシステム)に上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月1日から実施する。(令和元年8月1日定雇第385号)
- 2 令和元年度に限り、第5の1(1)②(イ)中「マッチングサイトに掲載している

求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している求人」、同（オ）中「マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、岩手県U・Iターンシステム）に上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月15日から実施する。（令和2年1月15日定雇第1014号）
- 2 移住支援金については、令和2年1月15日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。
- 3 令和元年度に限り、第5の1（1）②（イ）中「マッチングサイトに掲載している求人」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、岩手県U・Iターンシステム）に掲載している求人」、同（オ）中「マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」とあるのは「マッチングサイト（マッチングサイト開設前にあつては、岩手県U・Iターンシステム）に上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。（令和3年4月1日定雇第5号）
- 2 移住支援金については、令和3年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月1日から実施する。（令和3年9月1日定雇第471号）
- 2 移住支援金については、令和3年9月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。（令和4年4月1日定雇第13号）
- 2 移住支援金については、令和4年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。（令和5年4月1日定雇第18号）
- 2 移住支援金については、令和5年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月12日から実施する。（令和5年7月12日定雇第224号）
- 2 移住支援金については、令和5年6月23日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月11日から実施する。(令和5年10月11日定雇第402号)
- 2 移住支援金については、令和5年10月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。(令和6年4月1日定雇第91号)
- 2 移住支援金については、令和6年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月24日から実施する。(令和6年5月24日定雇第178号)

附 則

- 1 この要領は、令和6年8月2日から実施する。(令和6年8月2日定雇第308号)
- 2 移住支援金については、令和6年8月2日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施する。(令和7年3月31日定雇第822号)
- 2 移住支援金については、令和7年4月1日以降に岩手県に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。
- 3 地方就職支援金については、令和7年4月1日以降に申請した者から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から実施する。(令和7年 月 日定雇第 号)
- 2 移住支援金については、令和7年10月1日以降に県内に転入した者から適用する。同日前の転入者は、なお従前の例による。
- 3 地方就職支援金については、令和7年10月1日以降に申請した者から適用する。

別表 1 (第 5 関係)

市町村	要件
盛岡市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 (1) 盛岡市内の事業所において「ふるさとワーキングホリデー」に参加したことがある者 (2) 「MORIOKA CONNECTION ID」の本登録を完了している者。 (3) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 (1) 農業法人等に雇用就農している者。 (2) 林業事業体等に就職し現場作業に従事する者。 (3) 市内で独立自営就農している者。 (4) 5 年以内に親元等の農業経営を継承する見込のある者。 (5) 就農準備資金の交付を受け農業研修を受講し、研修受講終了後に市内で就農する意思を有している者。 (6) 南部鉄器、岩谷堂箆笥、浄法寺塗、秀衡塗、紫根染、南部古代型染、ホームスパンなどの伝統産業事業者に就職し、職人として従事する者。 (7) 家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗や町工場など）
宮古市	次の(1)～(3) のいずれかに該当し、かつ(4)～(6)のいずれかに該当すること。 (1) 宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した移住相談会等に参加したのちに移住した者。 (2) 宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した複業マッチングプログラムにより複業を開始した者。 (3) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 (4) 宮古市や関係機関等の支援を受け、宮古市内で農林水産業に就業している者、またはこれに相当する者として市長が認める者であること。 (5) 宮古市内で家業等を継承する者であること。 (6) 宮古市の自治体行事や地域イベント等に継続して参加し、移住後も継続する意向がある者、またはこれに相当する者として市長が認める者であること。
大船渡市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・大船渡市出身者（2 親等以内が大船渡市に住民票を有する等） ・市内事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある者 ・大船渡市空き家バンクを利用して移住した者 ・大船渡市おためし地域おこし協力隊又は地域おこし協力隊インターンに参加したことがある者 ・住民票を移す直前の 1 年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を

	実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の①～③の全てに該当し、大船渡市が認めた企業に就職した者 ①市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ②転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ③就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・市内で起業し、開業の届け出をしている者
花巻市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受けた者。 ・花巻市空き家バンクの利用登録を行っている者。 ・花巻市UIJターン者就業奨励金の交付を受けた者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・市内事業所に就業または就農した者。
北上市	次の1～3のいずれかに該当すること。 1 次のすべてに該当する者 (1) 北上市に移住する以前に連続する2年以上北上市の住民基本台帳に登録したことがある者 (2) 3(1)～(3)を除く市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日において在職していること。 (3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (4) 当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 2 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 3 次のいずれかに該当する者 (1) 市内の農業・畜産業を行う法人へ就業した者 (2) 岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録された市内事業者就業した者 (3) 市内の漁業協同組合に就業した者 (4) 市内に住所がある三親等以内の者が水稻等を経営している農業経営者に就農した者
久慈市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・市内に住所を有する事業者が実施する、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組に参加したことがある者

	・過去に久慈地域に居住したことがある者 ・北三陸久慈市ふるさと大使に委嘱されている者 ・久慈市のお試し暮らし住宅を利用したことがある者 ・おためし地域おこし協力隊ツアーに参加したことがある者 ・県又は市が実施する移住体験ツアーに参加したことがある者 ・山村体験型交流事業に参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者 ・久慈市総合計画等の久慈市が施策を実施するうえで根拠とする計画の中で、担い手確保が課題とされている分野に就業又は従事する者 ・特定創業支援等事業を受けて市内で起業する者 ・家業等へ就業する者 ・次の(1)～(3)の全てに該当する久慈市内の事業者で、久慈市が実施する人材確保に関する事業に参加実績のある事業者又は地域未来牽引企業へ就業した者 (1) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付を申請する時点において当該契約に基づく就業をしていること。 (2) 移住支援金の交付を申請する日から5年以上継続して、就業先の法人に勤務する意思を有していること。 (3) 就業先の法人による新規雇用であり、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。
遠野市	次のア及びイに掲げる要件に該当する者のことをいう。 ア 関係人口要件として次のいずれかに該当する者 (ア) 遠野市の移住体験ツアーに参加経験を有する者 (イ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者 (ウ) 遠野市に移住相談を行った後、市が委託により運営するお試し居住体験住宅を利用したことがある者 (エ) 遠野市空き家バンクを利用して移住した者 イ 地域の担い手等の要件として次のいずれかに該当する者 (ア) 農林水産業の法人又は個人事業主等に雇用就業している者 (イ) 自営により農林水産業を行っている者（ただし、業により生産された物を販売している者に限る。） (ウ) 3親等以内の親族が経営する事業を継承する者 (エ) 市内の郷土芸能団体の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
一関市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】

	①「移住希望者相談等支援補助金」の利用経験を有する者 ②「お試し移住」「移住体験ツアー」「オンライン いちのせき暮らしセミナー」など市が主催する移住促進事業の参加経験を有する者。 ③「空き家バンク」を利用して移住する者。 ④「新たなネットワーク創出事業」など関係人口創出に資すると認められる市主催事業の参加経験を有する者。 ⑤ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ① 農林水産業に就業する者。 ② 家業等へ就業する者。 ③ 一関市が認めた企業・団体等に就業した者。 ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
陸前高田市	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・ 移住ツアーに参加した者。 ・ 空き家バンクを利用して移住する者。 ・ お試し居住体験事業を利用したことがある者。 ・ 佐々木朗希選手を応援する会の会員。 ・ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 ・ 大学生等関係人口創出推進事業補助金の受給経験を有する者。 ・ 市が主催する関係人口のイベントに参加した経験を有する者。 ・ 転入日から直前3年以内に、2年以上継続して当市にふるさと納税を行った者。 【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林水産業に就業する者。 ・ 陸前高田市が認めた企業に期間の定めのない就業をした者。
釜石市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ①釜石市出身者（2親等以内が釜石市に住民票を有する等）。 ②市が実施するお試し移住パック・移住ツアー利用者。 ③インターンシップ及び副業で釜石市の企業に就業した者。 ④釜石ラグビー応援団の団員。 ⑤固定資産税を釜石市に納めている者（土地、山林以外）。 ⑥市の移住相談窓口で相談した上で移住した者。 ⑦岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。

	【地域の担い手確保の要件】 ①市内の農林水産業に就業する者。 ②家業等へ就業する者。 ③市が認めた企業に就業する者。
二戸市	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・二戸市に居住経験のある者 ・二戸市空き家バンクを利用して移住した者 ・二戸市ふるさと移住体験補助金の交付を受けたことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業や伝統工芸職など自活できる程度の収入のある事業を営む者、またはその見込みのある者 ・起業し、市内に事業所を設置する者
八幡平市	「八幡平市応援市民」であり、かつ次の事項のいずれかに該当すること。 ・農林水産業に就業する者。 ・家業を継承する者。 ・事業承継する者。 ・市内事業所に週 20 時間以上の向き雇用契約に基づいて就業している者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。
奥州市	・移住支援補助金の申請日において、以下①、②又は③に当てはまり、かつ市内事業所に就業、又は市内で起業、就農したもので5年以上継続して勤務等する意思を有していること。 ① 奥州市空き家バンクの利用登録を行って移住した者。 ② 転入日の属する年度以前5年度において、2年以上奥州市にふるさと納税を行った者。 ③ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。
滝沢市	以下のいずれかにあてはまり、かつ市内高等教育機関を卒業した者又は岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 ① 農林水産業に就業する意向がある者。 ② バス若しくはタクシーの事業所に就業している者。
雫石町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加

	経験を有する者。 ・七ツ森地域交流センター内のお試し住居を1週間以上、利用した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業や文化・伝統工芸職に就業した者。 ・家業等へ就業した者（親元などの農業経営、店舗や町工場など）。 ・起業し町内に事業所を設置した者。 ・町内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した者。
葛巻町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ① 葛巻町に移住する以前に連続する5年以上葛巻町に住民票を有していたことがある者 ② 葛巻町に5年以上住民票を有している2親等以内の親族がいる者 ③ 葛巻町内の小中高等教育機関の卒業生 ④ 大学生等の就業体験（葛巻型キャリアデザインプログラム等）に参加した者 ⑤ 転入日から直前5年以内に、町が主催する移住定住又は関係口創出拡大に関する事業を利用、又は参加経験を有する者（おためし居住体験や移住体験ツアー等） ⑥ 転入日から直前5年以内に、3年以上継続し葛巻町にふるさと納税を行った者 ⑦ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ① 農林商工業に就業する者。 ② 家業等へ就業する者。 ③ 葛巻町が認めた企業・団体等に就業した者。 ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
岩手町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・平成31年4月1日以降に岩手町に移住相談を行っていた者又は空き家活用型UIJターン事業の活用を相談していた者。 ・岩手町が主催する起業支援事業、まちづくり活動に参加経験を有するもの。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実

	施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業を営む者、またその予定がある者。
紫波町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・本人または親族（３親等以内）が紫波町に居住経験があるまたは紫波町民である者。 ・転入前に岩手県または紫波町が設置する移住・定住に関する相談窓口に移住相談を行い、相談者カルテに登録されている者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・町内で農林水産業に従事している又は従事する見込みがある者 ・公共交通、医療、福祉、保育事業に従事している又は従事する見込みがある者
矢巾町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。
西和賀町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・移住体験制度を利用したのちに移住した者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林業又は観光業に就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
金ヶ崎町	次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ① 移住する以前に、金ヶ崎町にふるさと納税をしたことがある者 ② 移住する以前に、移住相談会や町の窓口で、移住相談の実績がある者

	③ 空き家バンクを利用登録して移住したした者 ④ 岩手県の「遠恋副業」の取り組みにより、県内企業・団体と副業を実施している者 【地域の担い手確保の要件】 ① 農林水産業に就業する者 ② 家業等の事業を継承する者 ③ 金ヶ崎企業クラブに登録している企業に就職した者 ④ 町内の公共交通・医療・福祉・保育事業に就業している者で、次のすべてに該当すること。 ・週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ・転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく新規の雇用であること。 ・当該就業先において、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
平泉町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・平泉町からふるさと住民票カードを交付された者。 ・平泉お試し居住体験事業を利用したのちに移住する者。 ・「平泉町空き家・空き地バンク」を利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・平泉町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
住田町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象の要件】 次の(1)～(2)のいずれかに該当すること。 (1) 町が実施するイベント等に参加し、本人からの了承に基づき関係人口の名簿に搭載された者。 (2) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【担い手確保の要件】 次の(1)～(2)のいずれかに該当すること。 (1) 町が定める地域計画において担い手として名簿に搭載されている者であること。 (2) 町が定める森林・林業担い手対策事業費補助金を活用しながら、担い手として活動を行っている者であること。

大槌町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・大槌応援団（大槌ファン）に登録している者。 ・移住相談会等に参加したのちに移住した者。 ・移住体験ツアーに参加したのちに移住した者。 ・お試し地域おこし協力隊に参加したのちに移住した者。 ・地域おこし協力隊インターンに参加したのちに移住した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・町内の農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。
山田町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・移住する以前からやまだファンクラブに入会している者。 ・移住する以前に町が実施する移住ツアーに参加したことがある者。 ・移住する以前に移住相談会等で本町への移住相談実績がある者。 ・移住する以前にお試し住宅の利用実績がある者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・次の①～③の全てに該当している者。 ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。 ② 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有している。 ③ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
岩泉町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・岩泉町が実施する移住体験ツアーに参加したことがある者。 ・岩泉町にボランティアで来たことがある者。 ・岩泉町にふるさと納税をしたことがある者。 ・岩泉町が開催した行事（南部牛追い唄全国大会等）へ参加したことがある者。 ・岩泉型インターンシップに参加したことがある者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。

	【地域の担い手確保の要件】 ・岩泉町で新たに第一次産業に従事する者、または見込みのある者。 ・岩泉町で家業を継承する者（親元等の農業経営、店舗や町工場など） ・岩泉町内に主たる事業所を置く企業または官公庁への就職する見込みのある者。 ・岩泉町の地域おこし協力隊に着任した者。
田野畑村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・田野畑村にふるさと納税をしたことがある者。 ・移住相談会や窓口等で本村への移住相談実績がある者。 ・「田野畑村お試し居住体験事業」を利用して移住する者。 ・「田野畑村空き家バンク」を利用して移住する者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。
普代村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・青の国ふだいファン会員に登録している者。 ・普代村にふるさと納税をしたことがある者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・農林水産業等の普代村の産業振興に係る事業関係者として深く関わりがある者。 ・地域課題解決型移住として、普代村が認めた事業者就職した者。 ・普代村の自治会行事や地域イベントに継続して参加し、移住後も継続する意向がある者。
軽米町	次の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・軽米町に1年以上居住経験のある者。 ・軽米町に3親等以内の親族が居住している者。 ・軽米町内の農業法人で研修実績のある者。 ・軽米町にふるさと納税をしたことのある者。（申請年度の前年度までに、3年度以上ふるさと納税している者に限る） ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。

	【地域の担い手確保の要件】 ・ 農林業に従事する者。 ・ 家業等に従事する者。 ・ 軽米町が認めた企業に就業した者。
野田村	・ 住民票を移す直前において、心はいつものだ村民制度登録者だった者又は、岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者で以下のいずれかに該当する者。 ① 地域おこし協力隊で移住支援金の申請日から５年以上村に定住する意志がある者 ② 村内で農林水産業に就業する者 ③ 村長が認める業に就業する者
九戸村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。ただし、【地域の担い手確保の要件】の(1)の場合は【支給対象者の要件】の(8)～(10)全てに該当しなくてはならない。 【支給対象者の要件】 (1) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 (2) 移住相談会等に参加した後に移住した者。 (3) 九戸村を体験地とした移住ツアーに参加した後に移住した者 (4) 九戸村空き家バンクを利用して移住した者 (5) 九戸村の住民基本台帳に登録したことがある者 (6) ３親等以内の親族が九戸村に住基登録している者 (7) 九戸村にふるさと納税をしたことがある者 (8) 市内事業所に週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日においても在職していること。 (9) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (10) 当該就職先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。 【地域の担い手確保の要件】 (1) 農林業・伝統工芸の法人・個人事業主等に雇用就業している者 (2) 村内で独立して自営の農林業・伝統工芸の職に就いている者（販売を行っていることに限る） (3) 親元等の農林業経営、伝統工芸、店舗や町工場を継承する者 (4) 農業研修を受講していて、受講終了後に村内で就農する意欲のある者（販売農家に限る）
洋野町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・ 洋野町に居住経験のある者。 ・ 洋野町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会

	行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・町の整備する定住促進団地に移住する者。 ・空き家バンクを利用して移住する者。 ・お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン又は移住ツアーに参加した者。 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業や文化・伝統工芸職に就業する者。 ・一般乗合旅客自動車運送業（バス運転手）・一般乗用旅客自動車運送業（タクシー運転手）に従事している人または従事する意欲がある人
一戸町	下記【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者要件】 ・一戸夢ファームで2週間以上の研修実績を有する人 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・一戸町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。